

令和2年度

うるま市産業基盤整備計画実施計画策定事業

企画提案方式実施要領

令和2年6月

うるま市経済部産業政策課

## 1 趣旨と目的

本市は、平成29年3月に、今後5年間の産業振興の基本方針として「うるま市産業振興計画」を策定した。この基本方針のなかでは、「産業振興支援を通して企業収益力向上を目指す」として、経済波及効果の高い産業の集積を図るとしている。

また、「企業が操業しやすく、市民が働きたくなるような社会環境整備」として、産業基盤を強化するための産業集積基盤の整備に向けた取組の実施を掲げている。

本事業は、産業振興計画を確実かつ効率的に推進するために、昨年度事業で策定した基本計画に基づき、計画地区（うるま市仲嶺地区の一部）における地権者意向調査及び企業の進出需要、それらを踏まえた整備計画や事業化手法、事業化スケジュール等を検討する。また、事業化（実現）に向けて必要となる条件やクリアすべき課題等を整理し、取り組むべき内容の具体化を図るとともに、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら本市経済を牽引し、安定的・持続的に発展する重要拠点を創出するための実現可能な計画を策定することを目的とする。

## 2 受託者（候補者）選定

受託者を決定するにあたっては、委託予算額を上限とする予算の範囲で実施可能な企画内容と事業効果の高い提案事業を審査し、委託契約候補者を選定する。

## 3 委託元

名称 うるま市経済部産業政策課  
所在地 うるま市みどり町1-1-1

## 4 委託期間

契約締結日の翌日から令和3年3月19日(木)まで

## 5 委託業務内容等

別紙「業務委託仕様書」のとおり。

## 6 提案上限額

19,980,851円（消費税込み）を上限とする。

## 7 応募者の資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格要件の全てを満たしていること。

- (1) 募集する委託業務に必要とされる知識、実績又は同様の経験を有していること。
- (2) 本事業の遂行に必要な知識・人員・経営基盤を有し、資金等において十分な管理

能力を備えていること。

- (3) 業務の実施にあたって、技術士（都市及び地方計画）またはシビルコンサルティングマネージャ(RCCM－都市及び地方計画)の資格を有する担当者を1名以上配置し、必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、十分な運営体制が整備されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) うるま市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしていないこと。
- (11) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とし、この場合は以下のとおりとする。
  - ① 共同企業体を代表する事業者が応募すること。
  - ② 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募者の資格(4)から(10)の要件を満たす者であること。
  - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募者の資格(1)から(3)の要件を満たす者であること。

## 8 公募

- (1) 公募方法  
うるま市HPにて公募を行う。
- (2) 公募期間  
令和2年6月15日(月)～令和2年7月3日(金)
- (3) 提出書類の提出期限  
令和2年7月3日(金)15時まで（郵送の場合は当日必着）
- (4) 提出方法  
うるま市経済部産業政策課へ持参または郵送にて提出すること。
- (5) 質問方法  
質問書（様式1）のみにおいて、ファックスまたはEメールにて令和2年6月19日(金)17時まで受付する。回答は随時、ホームページで公表する。

## 9 企画提案書等作成要領

企画提案書等は、以下の要領で作成すること。様式指定のあるものについては、別紙指定様式により作成し、様式自由のものについては、必要に応じ図表等を使用して簡潔で分かりやすいものとする。企画提案書等のサイズはA4版を標準とし、片面を1枚、両面を2枚、A3版片面1枚を2枚とみなす。**提出部数については、原本1部、写し10部を提出して下さい。**

(1) 企画提案書表紙（様式3）

(2) 会社概要（様式4）

※会社パンフレット等別途添付。

(3) 企業の実績（様式5）

過去5年以内の沖縄県内の港湾物流等に関する業務実績とし、最大5件まで記載。

(4) 業務実施体制（様式6）

① 業務を実施するにあたり、必要な人員体制を記載すること。

② 本業務は、管理技術者1名及び担当技術者からなる複数名による体制を想定している。

③ 他のコンサルタント等に再委託又は技術協力を受けて業務を実施する場合は、その理由及び業務範囲を記載するものとする。

(5) 業務の実施方針及び手法等（様式7）

① 本業務に関する検討項目及び作業内容を明らかにしながら、業務の実施方針及び手法、業務遂行上の配慮事項、実施フロー等を記入すること。

② 枚数は2枚以内とし、簡潔にまとめること。

※提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名、人物名等）及び説明をしてはならない。

(6) 特定テーマについての企画提案（自由様式）

① 特定テーマ「産業基盤整備の事業化に向けた地権者及び住民との合意形成手法について」を提案すること。

② 枚数は4枚以内とし、簡潔にまとめること。

※提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名、人物名等）及び説明をしてはならない。

(7) 業務工程（自由様式）

本調査の作業項目毎に実施期間を実線で記入する。

(8) 経費積算（自由様式）

本業務遂行に必要な経費を計上するものとし、積算内訳を添付すること。

(9) 添付書類

① 定款

- ② 履行事項全部証明書又は登記簿謄本
- ③ 所在する市町村の納税証明書
- ④ 国税及び都道府県税の納税証明書
- ⑤ 社会保険料納入確認（申請）書
- ⑥ 財務諸表（直近1か年の貸借対照表及び損益計算書）
- ⑦ 配置予定人員の技術士（都市及び地方計画）またはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM－都市及び地方計画）の資格を証するもの

※各種証明書は3か月以内に発行されたものを提出すること。（原本1部、写し10部）

※提出された書類は返却いたしません。

※共同企業体で応募する場合は、各事業者の(2)、(7)、(9)及び共同企業体であることを証する書面（協定書 様式9）を提出すること。

## 10 見積りにかかる留意事項

- (1) 本業務の見積りは、業務委託仕様書の「第2章 業務内容」に沿って作成するものとする。
- (2) 直接人件費については、業務委託仕様書の「第2章 業務内容」第8条の(1)～(9)の項目毎に「職種名」、「職種毎の人・日数」、「単価」、「金額」を明記した内訳とすること。
- (3) 直接経費は、成果品毎にかかる経費等の内訳とすること。
- (4) 諸経費率は、本業務が工事を目的とした内容ではないため、国土交通省または農林水産省が所管する工事等の実施に係る諸経費率を安易に用いないこと。

## 11 プレゼンテーションの実施

- (1) 開催日時 令和2年7月13日(月) 午前（予定）
- (2) 会場 うるま市役所 西棟1階 中会議室
- (3) 割当時間 プレゼンテーション20分、質疑応答10分、合計30分とする。
- (4) 出席人数 1業者当たり3人以内とする

※プレゼンテーションの日時及び開催場所は提案者へ別途連絡する。

※プレゼンテーションソフトを使用する場合には、各提案者で機材を準備すること。企画提案書に基づいた提案説明とし、補足説明として参考資料を用いても構わない。

## 12 審査方法等

- (1) 選定委員会  
受注者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査する。委員は、うるま市職員で構成する。

## (2) 審査

### ① 審査の方法

- ア 審査は、各委員が②の審査基準に基づいて、提案内容、実績、実施能力も含めて総合的に評価し、最優秀者と次点者を選定する。
- イ アの結果は、企画提案書等提出者（以下「提案者」という。）に書面で通知する。
- ウ 虚偽の記載があると判断された場合は失格とする。
- エ 委員会は非公表とし、審査内容及び審査経過についても公開しない。

### ② 審査基準

評価項目		評価の着目点	評価のウエイト
企業の評価	業務実績	業務内容に類似する業務実績の有無	10
実施体制	業務執行体制	業務実施体制等	15
実施方針 業務フロー 工程計画	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	25
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する	
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する	
特定テーマに関する提案	的確性	地形、環境、地域特性など条件との整合性が高い場合、必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する	50
	実現性	提案内容に説得力がある場合、提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する	
	独創性	専門的な知見に基づく新たな提案や高度の検討・解析方法の提案がある場合に優位に評価する	
合 計			100

## (3) 受注候補者の選定

- ① 提案者のうちで、提案価格が委託上限額の範囲内にあるもののうち、評価点を

考慮した順位が最も高い者を最優秀者とし、その他要件をすべて満たしていることを確認したときは、受注候補者に決定する。また、次に順位の高い者を次点者とする。

- ② 順位の最も高い参加者が複数ある場合は、委員会の協議により、受注候補者の順位付けを行うものとする。次点者の決定についても同様とする。
- ③ 提案者が1者となった場合についても、上記11-(2)-①の規定により受注候補者を決定する。ただし、一定水準を満たした企画提案がない場合は、該当者なしとする場合がある。

## 12 受注候補者と契約締結に向けた協議

委託業務の内容及び契約条件について協議を行い、合意したのち業務委託契約を行う。ただし、諸事情により受注候補者と契約が締結できなかった場合は、次点者と契約に関する協議を行う。

## 13 失格事項

次のいずれかに該当する提案者は、失格（選定対象から除外）とする。

- (1) 参加資格のない者が申請した場合。
- (2) 企画提案書等が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (3) 企画提案書等において、不備、違法行為、虚偽等の内容が記載されている場合。
- (4) 申請に求められている義務を履行しなかった場合。
- (5) 受注業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。
- (6) 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について、相談を行った場合。
- (7) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合。
- (8) プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- (9) 契約締結までの期間に参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合。
- (10) その他、選定結果に影響を及ぼすと選定委員会が不適格と認める場合。

## 13 審査対象除外

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (3) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

#### 14 審査結果

プレゼンテーション実施後、審査結果を令和2年7月17日（金）までに参加者に対して通知し、審査結果についての異議は認めないものとする。選定した契約候補者とうるま市において仕様の詳細を確定させうえて、業務委託契約を締結する。

#### 15 特記事項

次に掲げる要件を満たし、了承できること。

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり十分にうるま市と打合せを行うこと。また、疑義が生じた場合は、うるま市の指示を受けること。
- (2) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 本事業の実施により得られた個人または企業情報は、原則として委託元であるうるま市に帰属する。
- (4) 受託者は、本事業の実施により得られた個人または企業情報を、本事業履行期間及び履行後において他に漏らしてはならない。

#### 16 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザルの参加に際して、提出した書類は返却されないものとする。

#### 17 問合せ及び提出先

〒904-2215

沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 うるま市本庁舎西棟

うるま市 経済部 産業政策課 産業政策係

TEL : (098)923-7611 FAX : (098)923-7623

Email : sangyou-ka@city.uruma.lg.jp